

令和6年稲敷市農業委員会第4回総会

〔4月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第5条（届出）
日程 5 報告第4号 農地法第18条（通知）
日程 6 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 7 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 8 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 9 議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程10 議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】
日程11 議案第6号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項
（農用地利用配分計画の公告）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程10 議案第5号
日程11 議案第6号
-

出席委員

1番	吉田武君	12番	遠藤一行君
2番	篠崎文夫君	13番	足立久美子君
3番	黒澤克巳君	14番	内田和新君
4番	山口幸一君	15番	山口和彦君
5番	永野修君	16番	飯塚治正君
6番	宮本信夫君	17番	坂本富男君

7番	篠崎 惣壽 君	18番	川島 昇 君
8番	村松 清美 君	19番	根本 脩 君
9番	坂本 和夫 君		
11番	墳本 典勇 君		

欠席委員

10番	村山 文雄 君
-----	---------

出席説明員

農業委員会事務局長	中島 臣哉 君
農業委員会事務局長補佐	宮本 祐司 君
農業委員会事務局係長	坂本 証 君
農業委員会事務局主査	久保田 健夫 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和6年4月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、10番村山文雄委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん4名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は3番黒澤克巳委員、4番山口幸一委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務

局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。

議案書1ページ2ページをお開き願います。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出4件でございます。申請番号1番 田10筆24, 748㎡、申請番号2番 田1筆1, 008㎡、申請番号3番 田4筆13, 958㎡、申請番号4番 田6筆、畑1筆16, 871㎡になります。いずれも、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書3ページから16ページまでの12件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号2番の方は、農業委員会によるあっせん等の希望をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第5条（届出）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第5条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第5条（届出）」について報告いたします。

議案書17ページでございます。農地法第5条第1項第7号の規定に基づく、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用のための届け出2件でございます。申請番号1番、高田字千葉野、畑1筆、1, 330㎡について、受人が太陽光発電施設用地として利用するものです。申請番号2番、高田字千葉野、畑1筆、2, 392㎡について、受人が太陽光発電施設用地として利用するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

日程5 報告第4号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第4号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第4号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書18ページから29ページまでの15件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から8番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号9番から15番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程6 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 30ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

売買による所有権移転件6件でございます。

申請番号1番 浮島字澤、他2地区、田1筆、畑2筆、656㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 椎塚字午豆谷、田2筆、1,307㎡、申請番号3番 高田字鍋作、田1筆、1,691㎡、申請番号4番 高田字古井戸、他1地区、田2筆、2,074㎡、申請番号5番 高田字古井戸、田1筆、1,527㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号6番 上須田字中小路、畑1筆、164㎡、についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤 克巳君） 3番黒澤です。申請番号1番について、報告いたします。

4月2日に小貫推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人

は主に水稻、レンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。刈り取りは委託です。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番から5番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。申請番号2番から5番について、報告いたします。

4月6日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号6番について、報告いたします。

4月4日に高城守推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。なお、乾燥調整につきましては、上須田ライスセンターに委託しております。農作業従事日数は270日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から6番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 32ページをお開き願います。

申請番号1番 江戸崎字荒句、畑1筆、960㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、550Wパネル200枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号2番 江戸崎字芝ヶ谷、畑1筆、955㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、585Wパネル168枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

以上、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。申請番号1番、2番について、去る8日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 33ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付1件でございます。

申請番号1番 六角字大割、田1筆、168㎡についてですが、進入路が無く、周囲に耕作されている農地も無いことから、今後耕作に供される見込みが無いとの申請になります。

以上で議案第3号、申請番号1番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。申請番号1番について、去る8日、村松委員と推進委員の風間委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、進入路が無く、周囲の状況から見ても、今後、耕作される見込みが無いことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程9 議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 34ページをお開き願います。

議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、73件、178筆、269,780㎡、再設定が、17件、92筆、171,382.90㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程１０ 議案第５号 農地中間管理事業法第１９条の２【農地利用集積計画一括方式】

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第５号「農地中間管理事業法第１９条の２【農地利用集積計画一括方式】」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） ８７ページをお開き願います。

議案第５号「農地中間管理事業法第１９条の２【農地利用集積計画一括方式】」についてでございます。

基盤強化法第１８条第１項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第９の３の（１）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、４件、１８筆、５０、０６０㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第５号「農地中間管理事業法第１９条の２【農地利用集積計画一括方式】」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程１１ 議案第６号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第１８条７項（農用地利用配分計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第６号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第１８条７項（農用地利用配分計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） ９０ページをお開き願います。

議案第６号【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第１８条７項（農用地利用配分計画の公告）についてでございます。

基盤強化法第１８条第１項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第９の３の（１）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

再転貸が１４件、４０筆、６４、３９１㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項(農用地利用配分計画の公告)」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長(根本 脩君) 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、異議なしと認めます。

これをもって、令和6年4月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時35分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

3 番 委 員 黒 澤 克 巳

4 番 委 員 山 口 幸 一